

共同利用施設の再編集約・合理化について

令和8年8月
農林水産省
農産局総務課
生産推進室

はじめに

我が国の農業は、**国民への食料の安定供給という重大な使命**に加え、**地域社会の活力の維持、国土及び自然環境の保全等の多面的な機能**を有しており、我が国の経済社会の均衡ある発展と豊かでゆとりのある国民生活の実現のために欠かすことのできない重要な役割を果たしています。

一方、近年における世界の食料需給の変動や農業従事者の減少、耕作放棄地の増加に対応し、**農産物の供給能力の維持や生産体制を一層強化**することが早急に必要です。

このため、令和6年5月の**食料・農業・農村基本法の改正**を踏まえて令和7年4月に閣議決定された「**食料・農業・農村基本計画**」では、**令和11年までの初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進める**こととしています。

このような中、**新基本計画実装・農業構造転換支援事業**では、**新たな基本計画に基づき、農業の構造転換をしていくため、地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化の促進**を図る取組を支援しています。

今般の本事業の**令和7年度補正予算、並びに令和8年度当初予算**においては、農業構造転換集中対策の重要性に鑑み、老朽化している共同利用施設の再編集約等に関する**一層の取り組みの加速化を図るため、必要な予算の確保**に努めるとともに、**更なる地元負担の軽減や、手厚い地方財政措置等の措置**を講じたところです。

本事業の活用により、共同利用施設の再編集約等が速やかに行われるよう、**各地方農政局、都道府県、市町村、農業関係団体等が密に連携し、事業内容の産地への速やかな周知、産地の話し合い・合意形成への支援等**を進めていただくようお願いします。

＜対策のポイント＞

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえ策定された、新たな「食料・農業・農村基本計画」に基づき、農業の構造転換をしていくため、地域農業を支える老朽化した**共同利用施設の再編集約・合理化**に取り組む産地を支援します。

＜事業目標＞

共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地を拡大

＜事業の内容＞

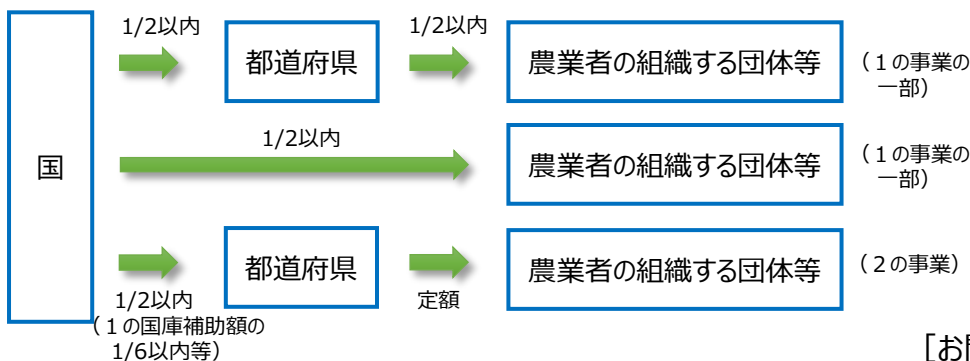
1. 共同利用施設の再編集約・合理化

地域計画により明らかになった地域農業の将来像の実現に向けて、老朽化した穀類乾燥調製貯蔵施設や集出荷貯蔵施設等の**共同利用施設の再編集約・合理化**を支援します。

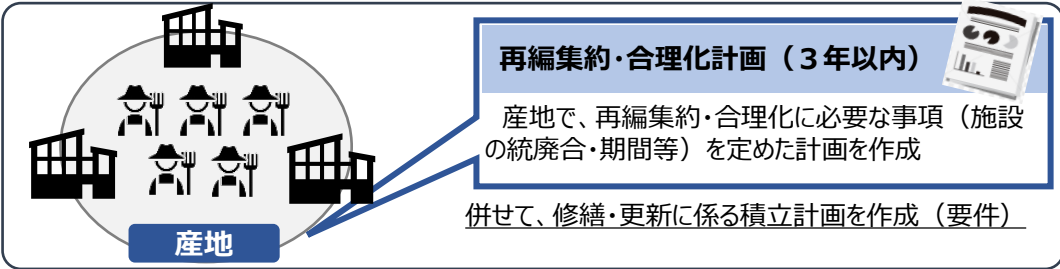
2. 再編集約・合理化の更なる加速化

1の再編集約・合理化に取り組む産地に対し、**都道府県等が当該取組の加速化に向けた支援**を行う場合、その費用の一部を支援します。

＜事業の流れ＞

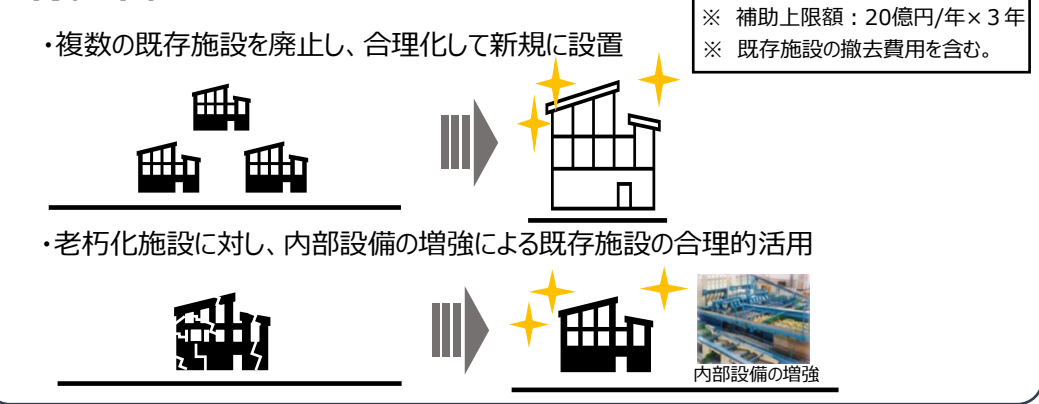


＜事業イメージ＞



同計画に基づく取組の支援、更なる加速化

＜再編集約・合理化のイメージ＞



農業の構造転換を実現

新基本計画実装・農業構造転換支援事業のポイント

- 1 必要な予算の確保 **新**

R7補正	R8当初	合計
617 億円	217 億円	834 億円
- 2 産地負担の更なる低減 **新**

産地負担を最大 **1 / 3** まで低減

※ 基本補助率1/2に加え、自治体が事業費の一部を負担する場合、負担額の1/2を追加的に国が支援する枠組みの下、地元負担を最大1/3まで低減。
- 3 市町村の支援もかさ上げ対象に **新**

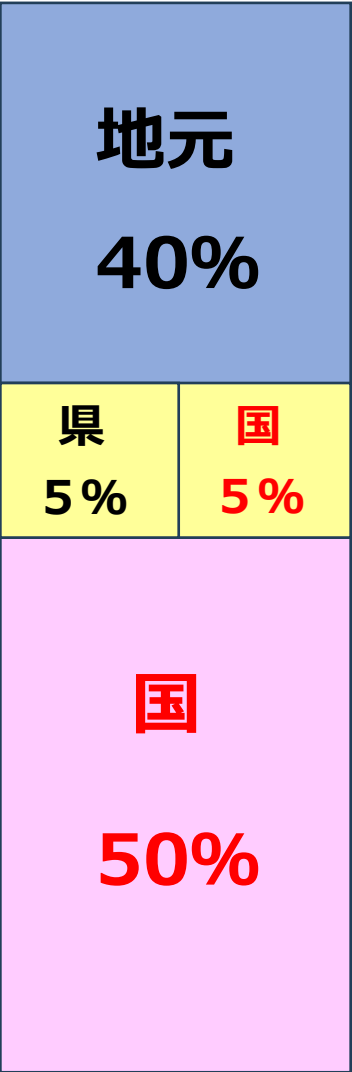
これまで都道府県の支援がある場合のみかさ上げ支援の対象としていたが、**市町村からの支援がある場合も対象に追加。**
- 4 地方財政措置を拡充 **新**

地方債の充当率 90%※→ **100%**

基準財政需要額への算入率 20%※→ **50%**
- 5 輸出施設は民間事業者も支援対象 **新**
- 6 麦・大豆ストックセンターの広域整備メニューを追加 **新**
- 7 砂糖類・製粉等加工施設の広域整備メニューを追加 **新**
- 8 撤去費も対象
再編集約・合理化の取り組みを行う場合、不用となった既存施設の解体、撤去、廃棄及びこれらに伴う整地も支援対象。
- 9 複数年の事業実施が可能
1つの取り組み実施計画について、最大3か年の取組とすることができる。
- 10 費用対効果分析が不要

※ 当初予算の場合

これまで  R7補正～



更なるかさ上げ

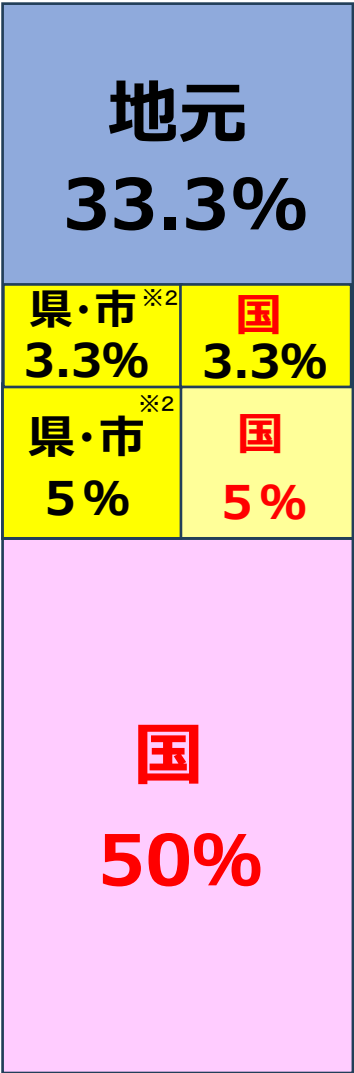
①16.6%かさ上げタイプ

- ・成果目標ポイント(基本)^{※1} 25pt以上
- ・地域計画の推進
(協力に関する覚書又は地域計画への位置づけ)

②10%かさ上げタイプ

- ・成果目標ポイント(基本)^{※1} 20pt以上

※1 交付要綱別紙4の2に定めるポイント
※2 都道府県と市町村の負担割合は両者の間で調整可能
(県8.3%、市町村0%等)



都道府県・市町村の地方財政措置
(地方財政法第5条第5項に基づく措置)

【現行】

	地方財政措置の内容
補正	年度内: 地方債の充当率:100% 基準財政需要額への算入率:50% 翌年度:当初の内容が適用
当初	地方債の充当率: 90%(75%) 基準財政需要額への算入率: 20%(0%) ※()内は市町村



【今後】※令和7年12月26日総務省公表 **拡充**

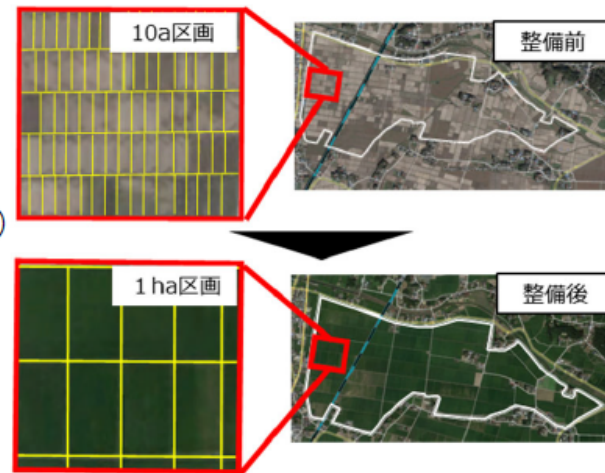
	地方財政措置の内容
補正・当初共通	地方債の充当率:100% 基準財政需要額への算入率:50%

- 国民の生命や健康を支える食料安全保障の確保の観点から、食料・農業・農村基本法に基づく農業構造転換集中対策期間(令和11年度まで)において、国が別枠で予算を確保し、施策の充実強化を行うことを踏まえ、それに伴う地方負担について「農業構造転換集中対策事業債(仮称)」を創設
- 防災重点農業用ため池の防災工事に係る地方財政措置について、対象事業を追加した上で、事業期間を5年間延長

1. 農業構造転換集中対策への対応

- (1) 対象事業
国が別枠で予算を確保して実施する以下の事業
 - ① 農業農村整備(農地の大区画化等)
 - ② 共同利用施設の再編集約・合理化
- (2) 地方財政措置(農業構造転換集中対策事業債(仮称))
地方債充当率:100% 交付税措置率:50%
- (3) 事業期間
農業構造転換集中対策期間(令和11年度まで)
- (4) 事業費(令和8年度)
760億円(地方負担額ベース153億円)

農地の大区画化のイメージ

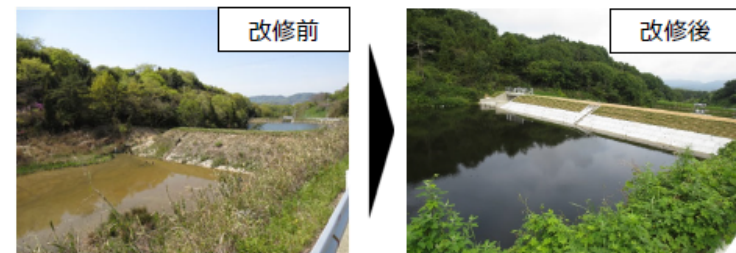


共同利用施設のイメージ



2. 防災重点農業用ため池の防災工事に係る地方財政措置の拡充・延長

- (1) 対象事業の追加
国営事業として実施する防災重点農業用ため池の防災工事
- (2) 地方財政措置(公共事業等債)
地方債充当率:90% 交付税措置率:50%
- (3) 事業期間
令和8年度～令和12年度(5年間延長)



防災重点農業用ため池の防災工事のイメージ

1 共同利用施設の再編集約・合理化数

402 施設を **329** 施設に

再編集約等する事業計画を採択・承認

3 都道府県による支援状況

31 道府県が「更なる加速化」を実施

2 採択件数・事業費総額

採択件数 : **211** 件

事業費総額 : **2,258** 億円

4 施設種類別の再編施設数（上位5施設）

1 集出荷貯蔵施設 **132** 施設

2 乾燥調製施設 **95** 施設

3 農産物処理加工施設 **54** 施設

4 穀類乾燥調製貯蔵施設 **53** 施設

5 育苗施設 **20** 施設

共同利用施設の老朽化に伴う課題と再編集約・合理化による効果（先行地区の事例より）

課題	本事業で期待される効果
施設の老朽化により、 施設運営費、修繕費が増大	老朽化施設の廃止・再編により修繕費や運用コストを抑制。設備運営の収支が改善。
集出荷施設が分散し、輸送トラックの配送・積載効率が低下し、 配送コストが増大	各荷受拠点をバーコード管理による荷受けシステムで連動。一元販売における分荷や配車等の調整が可能に。
収穫後の選果選別・出荷調整作業、JA職員の集出荷作業に 多大な労力 がかかる	集出荷施設を再編し、選果・パッケージ機能を集約することで生産者等の労力が軽減
古い施設では 実需者・消費者ニーズに応じた商品提案 が難しい	- スマート選果機の導入で、消費者ニーズに応じたパッキングの実現と契約数量の増加が期待 - 冷蔵庫・CA貯蔵庫の整備による出荷平準化・販売期間延長が可能となり有利販売につながる
異常気象を起因とした 品質低下 により、種子生産において、正種子の割合が低下	色彩選別機の導入により正種子率の向上
既存施設では 生産面積拡大 に対応できない	選別機能を増強し、荷受能力を向上させることで、処理能力の上限を解消し、更なる面積拡大への対応が可能に。

よくある質問①

質問	回答
16.6%かさ上げタイプに必要な地域計画の推進に係る覚書はいつまでに締結すれば良いのか。	要望調査時は案段階で構いません。交付決定までに取組主体と市町村間で締結ください。
要望調査は、今後も行われるのか。	再編新事業の要望調査は予算の範囲で複数回実施する予定です。 【参考：令和7年に実施した要望調査の例】 第1回要望調査 R6年12月16日～R7年1月23日 第2回要望調査 2月17日～3月24日 第3回要望調査 5月12日～6月13日 第4回要望調査 7月24日～8月25日 第5回要望調査 8月26日～9月25日
施設の更新は支援されないのか。また、施設の長寿命化は支援されるのか。	単純更新は認められませんが、既存施設の内部設備の増強や機能向上を伴う場合には支援対象となります。また、耐震化工事を含む施設の改修も、支援対象とする措置を講じています。
中古施設は活用できないのか。	新設より中古施設の改修等の方が経済的に優位であること等の条件を満たせば、中古施設（自己所有含む）の改修等も支援の対象となります。
撤去費は支援されないのか。	共同利用施設の再編集約・合理化に伴い廃止する共同利用施設の解体、撤去、廃棄及びこれらに伴う整地について支援対象としています（アスベスト処理費を含む）。なお、撤去費の支援が可能な施設は、再編集約・合理化計画に位置付けられた既存施設であって、再編集約・合理化前後に施設の機能を有している場合です。

よくある質問②

質問	回答
法定耐用年数を超えて施設・設備を活用することを前提とした積立計画を作成して良いのか。	再編新事業の申請時に提出いただく「修繕・更新に係る積立計画」については、法定耐用年数を超えた期間で作成することが可能です。
計画通りに積立金を積み立てられなかった場合、ペナルティはあるのか。	ペナルティはありませんが、実現可能な計画を作成してください。
整備する施設に限定した積立金ではなく、JA等組織全体の収支で積み立てている修繕・更新に係る積立金で賄うことは可能か。	組織決定されている場合は可能です。例えば、JA全体で実施している積立金等を、将来的に本事業で整備した施設に使うことができるということについて、組織として了承されていることがわかる資料等を添付ください。
再編集約・合理化の更なる加速化は都道府県と市町村の双方が支援しなければ実施できないのか。	①都道府県のみが支援する場合、②市町村のみが支援する場合、③都道府県と市町村の双方が支援する場合のいずれも実施可能です。
既存の共同利用施設について、建物は耐用年数が残っているが、内部設備は耐用年数が過ぎている場合も本事業の対象か。	既存の共同利用施設としてカウントする施設の建屋及び設備が耐用年数を超過しているか否かは問いませんが、過去に国の補助事業等を活用して整備した既存施設の廃止や機能の変更を行う場合については、財産処分が必要な場合があるので、必要な手続きを行ってください。

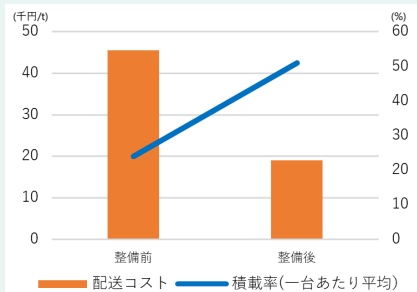
(参考) 共同利用施設の再編集約・合理化の事例①

愛媛野菜広域事業コンソーシアム（愛媛県：野菜（R6～7））

- 県内 6 JA 所有の 20 か所の野菜選果場を再編し、野菜広域集出荷貯蔵施設に選果機能を集約。トマト・キュウリ・ナスに対応したマルチ選果機や各荷受拠点との荷受連動システムを導入。
- 施設再編を核として、JA の枠を超えた販売・物流体制を整備し、環境制御技術やドローンによる防除等の営農面での推進とともに県域一体となった新たな愛媛ブランドを確立し、農業所得向上を図る。



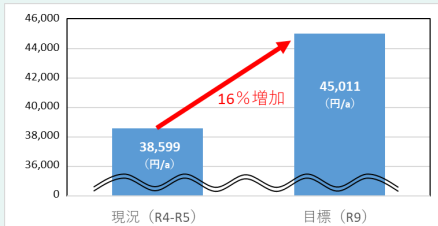
マルチ選果機（左：キュウリ、右：トマト）



配送コスト及び積載率の改善

清水農業協同組合（静岡県：かんきつ（R7～8））

- 3 JA がそれぞれ所有するかんきつ選果施設を 1 施設へ再編集約させ、AI 選果機や出荷施設を整備。
- 再編集約を核として、AI 選果機の手データを生産者・圃場毎に蓄積・解析して営農指導を行うほか、生産性の高い片面交互結実栽培への転換等の生産面の取組も強化し、生産量増加・品質向上を実現させ、施設の利用率向上と販売額の増加を図る。



※かんきつの各年結果を考慮して直近 2 年間 (R4～5) の平均で現況値を算出
※R4～5 の単位面積当たりの販売額は既存 3 施設の合計販売額を栽培面積で除した

単位面積当たりの販売額 (円/a)



片面交互結実栽培

佐賀県農業協同組合（佐賀県：たまねぎ（R7～9））

- 既存 6 施設のたまねぎ選果場を再編し、選果機能を 2 施設に集約してメイン施設に AI 選果機を導入。残りの施設は、集荷・一次乾燥施設として乾燥・荷受け設備を充実させ、機能・役割を分担。
- 施設再編を契機として大型鉄製コンテナを活用した収穫作業の機械化も推進。生産者は根葉切り作業や選果作業が不要となり負担軽減・規模拡大が可能となる他、品質の平準化と有利販売による販売額の向上が見込まれる。



根葉付きでの大型鉄製コンテナへの拾上げ



大型鉄製コンテナでの貯蔵

新冠町農業協同組合（北海道：ピーマン（H27）※）

※「強い農業づくり交付金」による取組事例

- 生産量が増え続ける中で荷受け量を増やすため、既存施設にこれまでの 1.5 倍の処理能力を有する選果機を導入。
- また、天候の影響が少なく、安定的なピーマン生産が可能となるハウス栽培が進むよう、地域独自にハウス資材や設備への支援等を実施。
- JA が適期収穫等の指導を行うことで、上位規格品の割合が向上し、選別施設の機能強化による品質向上と需要に応じた物流確保によって、契約取引及び販売額の増加が進んだ。



ピーマン選果施設に処理能力の高い選果機を導入

年度	戸数	面積	数量	金額
H26	43戸	17.2 ha	1,593.9 t	522,392 千円
R3	46戸	24.8 ha	2,380.4 t	982,179 千円
R4	47戸	24.4 ha	2,158.2 t	972,427 千円
R5	49戸	25.4 ha	2,333.5 t	1,267,567 千円
R6	48戸	25.4 ha	2,532.4 t	1,451,607 千円

生産量及び販売額等の推移(千円)
(出典：新冠町資料)

(参考) 共同利用施設の再編集約・合理化の事例②

北びわこ農業協同組合（滋賀県：稲、麦類（R7～9））

- 老朽化している既存の米麦乾燥調製施設を4施設から3施設に再編集約を進めるとともに、集約後の3施設の能力を増強し、農業者の利用希望に応える。
- 再編集約により施設の運営コストの低減等が見込まれ、安定した施設運営を継続するとともに、持続的な産地振興と施設の処理能力向上に伴い新たに導入した高温耐性品種の作付拡大により、米の品質向上を目指している。



老朽化した既存施設



JAにしみの（岐阜県：稲、麦類、大豆（R3実施）※）

※ 「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」による取組事例

- 老朽化した5か所の共同利用施設を、新たな穀類乾燥調製貯蔵施設に再編集約。
- 乾燥調製機能を向上させることで、担い手の利便性向上を図るとともに、多様化する担い手ニーズに対応。また、色彩選別機の機能向上により高品質な「にしみのブランド米」の出荷体制を実現。
- 再編集約により担い手の経営面積が拡大し、米の省力化としてスマート農業技術の推進を図っている。



老朽化した施設



再編集約化後の新施設

あおぞら農業協同組合（鹿児島県：茶（R7））

- 老朽化したせん茶加工施設に国内外で需要の高いドリンク原料用茶・てん茶の製造ラインを整備。
- 当該施設の合理化を核として、ドリンク原料用茶及びてん茶の需要に応じた生産を促進し、低コスト生産や単価向上を通じた収益性の向上を実現することで、生産者の意欲向上が期待。産地規模の維持・拡大を図る。



新たな製造ラインを整備する茶工場



ドリンク原料用茶園

北大東島堆肥等生産施設コンソーシアム（沖縄県：さとうきび（R7～8））

- 老朽化した既存の用土等供給施設を、堆肥等生産施設として合理化。
- 堆肥生産に床プロア方式を導入して効率化を図るとともに、製糖副産物（トラッシュ、バガス、ケーキ）に糖蜜等を添加することで良質な堆肥を生産し生産者の単収向上を図り、地域循環型農業を推進する。

※ 床プロア方式…積み上げた堆肥に対して床から空気を送る装置で好気性発酵を促進し、堆肥の効率性・品質・運用面の向上を図る方式



既存の用土等供給施設



堆肥散布の様子

共同利用施設の再編・合理化とスマート農業・サービス事業者育成との一体的検討

- 老朽化が進んでいる**施設の再編集約・合理化**を実施し、産地の**生産基盤を強化**することが重要。
- その際、**スマート農業技術**や**サービス事業者の育成**と合わせ、**産地の生産方式等の検討を一体的に行うことにより、再編に伴う課題を解決**し、再編後の施設の運営コスト削減や利用率向上、農業者の労働時間・コストの削減、農産物の品質向上等、**産地全体の生産性・収益性向上につながる**。

共同利用施設の再編集約・合理化により、産地の生産基盤の強化、生産性の向上を実現するためには、**生産方式等と連動した検討が有効**

【ケース 1】

施設利用料の低減のためには、2施設を1施設に集約して合理化することが有効だが、**遠方の農業者からの搬入が課題**となる

運搬作業の一部を事業体が担うことで**農業者負担を軽減**

【ケース 2】

施設の効果的な運営を行うためには、**荷受けの平準化**が有効だが、収穫時期が集中してしまう

サービス事業者の事業性向上に資する**作期分散の取組**に合わせ、施設の**荷受けを平準化**

【ケース 3】

実需者ニーズに対応した**新たな選果システム**を導入するが、これに対応する**高品質・省力生産**が必要

スマート農業技術の導入や品種・栽培体系の見直しにより、再編後の施設に合致する**高品質・省力生産**を実現

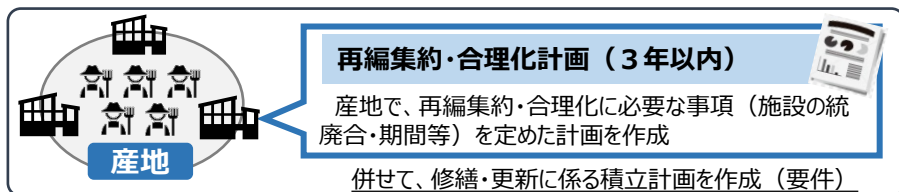
共同利用施設の再編集約・合理化を検討する際には、**サービス事業者の育成**や**スマート農業技術活用促進法**に基づく**生産方式革新実施計画の策定等、生産方式等についても一体的に検討していくことが重要**

米の輸出拡大に向けた産地の生産基盤強化のための支援について

- **農林水産物・食品の輸出拡大**の加速化に向け、安定的・継続的に必要なロットを供給できる輸出産地を育成するためには、**一層の生産基盤強化等が重要**。
- 農業構造転換関連予算において、①**共同利用施設の再編集約・合理化**、②**スマート農業技術及び新たな生産方式の導入の一体的実施**への支援を措置。
- これら事業等の活用により、輸出産地の生産基盤強化に向けた**共同利用施設の再編集約等**や、産地の技術的課題の解決に向けた**スマート農業技術及び新たな生産方式の一体的導入**を推進し、**輸出産地の育成を加速**。

新基本計画実装・農業構造転換支援事業 (再編新事業)

カントリーエレベーター等の共同利用施設の再編集約・合理化を支援



同計画に基づく**取組の支援**、更なる加速化

<再編集約・合理化のイメージ>

・複数の既存施設を廃止し、合理化して新規に設置



・老朽化施設に対し、内部設備の増強による既存施設の合理的活用



内部設備の増強

※ 補助上限額：20億円/年×3年

※ 既存施設の撤去費用を含む。

スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業 (スマ転事業)

産地における品目毎の技術課題の解決に向け、スマート農業技術及び新たな生産方式の導入を一体的に実施する取組を支援

○スマート技術体系転換加速化支援



(例)
自動操舵システム＋
直播栽培による作期
分散
[水稻]



(例)
自動追従システム
＋
省力樹形・園地
整備による栽培管
理の効率化
[果樹・茶]



(例)
AI選別＋
大型機械による
一斉収穫・選別
[畑作物]



(例)
高温障害の影響を
低減する
生育予測システム
＋
機械による一斉収穫
[露地野菜]

○全国推進事業 先進的な取組の横展開

再編新事業のポイント

カントリーエレベーター等の共同利用施設の再編集約・合理化を支援

1 必要な予算の確保

R7補正

617億円

R8当初

217億円

2 産地負担の更なる軽減（別紙）

産地負担を最大 **1/3** まで低減

3 地方財政措置の拡充

地方債の充当率 90%※ → **100%**

基準財政需要額への算入率 20%※ → **50%**

※ 当初予算の場合

4 輸出施設は民間事業者も支援対象

5 精米施設の再編も可能

※ カントリーエレベーター等の付帯施設、又は処理加工施設として整備

6 撤去費も対象

7 複数年（3年）の実施が可能 等

この他、共同利用施設の「新設」は、強い農業づくり総合支援交付金、産地生産基盤パワーアップ事業で支援可能。

スマ転事業のポイント

産地における品目毎の技術課題の解決に向け、スマート農業技術及び新たな生産方式の導入を一体的に実施する取組を支援

1 必要な予算の確保

R7補正

157億円の内数

R8当初

25億円の内数

2 補助率 **1/2** 以内

3 トラクター等、幅広い農業機械も支援対象

※ 新たに導入する農業機械又は生産方式のいずれかにスマート農業技術（スマート農業機械の導入、生産管理システムによるデータ活用など）を取り入れる必要。

4 農業機械のみならずソフト経費も対象

導入する機械に関する人材育成研修等（定額）
機械の導入効果を高める畦取り、改植等（1/2）

5 上限補助額 **2.5億円**（ソフト経費を含む）

再編新事業とスマ転事業を活用した米輸出産地の育成（例）

産地の共同利用施設の 再編集約・合理化

（例）

- ・輸出向け品種の新規導入に向け、乾燥調製施設の荷受ラインを増強
- ・輸出向け品種の専用サイロを増強
- ・カントリーエレベーターの機能向上（精米施設等の整備）
- ・精米施設の機能向上（輸出米用ラインの整備）



施設整備と営農高度化で
相乗効果を発揮

スマート農業技術・ 新たな生産方式の導入

（例）

- ・自動操舵システムが搭載された大型農機を活用した栽培とその作業効率を高めるため畦畔を除去しほ場を大区画化
- ・栽培管理システムから得られるデータを産地内で共有し、ほ場内のメッシュごとの適正施肥量を設定するとともに、施肥作業を適正に行うために可変施肥機を導入
- ・水位センサー・自動給水装置を導入し、適正な水管理を自動化するとともに、その精度向上のため、レーザーレベラーでほ場を均平化することで品質向上を実現

米輸出産地の育成に活用できるソフト事業（例）

フラッグシップ事業※

規制の緩やかな輸出先への依存からの脱却を図るため、地域の関係事業者で組織する輸出推進体制の下、海外の規制・ニーズに対応した**生産・流通体系への転換**に取り組み、国内生産基盤の維持・強化を図る大規模輸出産地の**モデル構築**を支援

1 補助率：定額

2 事業内容

補助事業者が以下の①及び②の全ての取組を実施した場合に必要な経費等を支援

①地域の関係者による輸出に取り組む推進体制の組織化

輸出産地・事業者、都道府県、JA 系統、輸出商社、物流業者等の地域の関係事業者が参画する輸出推進体制の組織化に係る取組を支援

②生産・流通体系の転換を通じた大規模輸出産地のモデル構築

①の推進体制の下、海外の規制・ニーズに対応した生産及び流通体系の転換等のモデル的な取組に対して、必要な経費を支援

※ 大規模輸出産地モデル形成等支援事業（当初予算）
GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト（補正予算）

サプライチェーン連結強化緊急対策

販路の開拓を通じ輸出の一層の拡大を図っていくため、生産から現地販売まで一気通貫した戦略的なサプライチェーンの構築に向けた**産地の供給力強化、物流の効率化**などの課題解決のための**実証**を支援

1 補助率：原則 1/2以内

（中小企業等は2/3以内。ただし機器購入は1/2以内）

2 事業内容

戦略的なサプライチェーン（規制の厳しい輸出先国・地域での商流や参入が難しい現地系商流（非日系市場等）など）の確立に向け、生産から販売までの一気通貫したサプライチェーン構築に必要な取組を支援

① 戦略的なサプライチェーン構築に向けた取組（プロジェクト）の推進支援

戦略的なサプライチェーン構築に向けた調査・分析等及びその調査・分析等を踏まえた課題の明確化並びに課題解決のための関係者間の合意形成等を支援

② サプライチェーン課題解決実証支援

国内生産から現地販売までのサプライチェーンの各段階における課題解決に向けた新規性の高い取組の実証を支援

補助対象事業者

都道府県、市町村、農林漁業者、食品等製造事業者、輸出入事業者、食品等流通事業者、外食・中食事業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、金融機関、独立行政法人等のいずれか2者以上を含む協議会

フラッグシップ事業・サプライチェーン事業による米輸出産地の育成（例）

フラッグシップ事業※

（例）

- ・輸出相手国の規制に対応した農薬へ転換（調査費用等）
- ・輸出に適した防除体系への見直し（マニュアル作成）（専門家への謝金等）
- ・流通コスト低減に向けた輸送実証（輸送・保管費 等）
- ・輸出に適した低コスト米の試験栽培（転換等助成費）

※大規模輸出産地モデル形成等支援事業（当初予算）
GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト（補正予算）

サプライチェーン連結強化 緊急対策

（例）

- ・収量・品質が安定する新品種の栽培等、生産の転換に係る実証（機械・設備の導入 等）
- ・米の品質データを基に、最適な乾燥調製や精米方法を実証（システム開発 等）
- ・米輸出に適した包装・輸送方法を実証（輸送・保管費 等）
- ・輸出先国のニーズに応じた炊飯・加工方法に係る実証（炊飯・加工機器の導入等）

共同利用施設等を整備するとともに、輸出促進に向けた組織づくり・実証等を併せて進めることにより、
取組の相乗効果が発揮され、我が国を代表する米のフラッグシップ産地※が形成

※「フラッグシップ輸出産地」とは、今後、一層の輸出拡大を図るため、輸出先国・地域のニーズや規制に対応した農林水産物を求められる量で継続的に輸出する産地を国が認定したもの。

新基本計画実装・農業構造転換支援に関する各種参考資料

事業HP

- 新基本計画実装・農業構造転換支援事業について、幅広い情報を掲載

新基本計画実装・農業構造転換支援事業

新基本計画実装・農業構造転換支援事業について

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえ策定される、新たな「食料・農業・農村基本計画」の着実な実施による、農業の構造転換の実現に向け、地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集集約・合理化に取り組み産地を支援します。

- ◆ 令和8年度当初(令和7年度補正)PR版(新基本計画実装・農業構造転換支援事業)(PDF: 216KB) **New**
- ◆ 新基本計画実装・農業構造転換支援事業の補助率について(PDF: 183KB) **New**
- ◆ パンフレット(PDF: 1,766KB) **New**
- ◆ 共同利用施設の再編集集約・合理化に関する事例(PDF: 3,366KB) **New**

事業の実施要綱

事業の交付等要綱についてはこちら



パンフレット

- 支援対象、採択要件、補助率等、10項目に分けてわかりやすく紹介

新基本計画実装・農業構造転換支援事業 (再編集事業)



農林水産省
令和7年12月

1. 新基本計画実装・農業構造転換支援事業の内容

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえ策定される、新たな「食料・農業・農村基本計画」の着実な実施による、農業の構造転換の実現に向け、地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集集約・合理化に取り組み産地を支援します。

再編集集約

複数の既存の共同利用施設について、その機能を新たに組織し直す又は集める等により整理することで、同等・適宜・有効な利用を図る等を行う。これに必要な施設の撤去、既存施設の修繕、増築及び拡張並びに土地の集約等を行うことを指します。

なお、再編集集約の前後で施設数が減少すること又は施設で集約することが要件となります。

複数の既存施設の一部を廃止し、残る施設の機能を組み替える



複数の既存施設のうち全部又は一部を廃止し、機能をまとめる



合理化

一つの既存の共同利用施設について、その機能を向上させることで管理・運営・利用等を効率化するため、これに必要な施設の修繕、増築及び拡張並びに土地の集約等を行うことを指します。

なお、合理化の前後で施設数が削減であることが要件となります。

※既存施設の代償として、同等・同等以上の生産性を確保すること（もとの原則）は、対象外です。

既存施設の役割を見直し、効率的に利用



Q&A

- よくある質問を項目別に分けて解説

令和6年度補正・令和7年度当初・令和7年度補正 新基本計画実装・農業構造転換支援事業 Q & A

(未定稿)

(令和7年12月現在)

(答)

- 1 本事業においては、食料・農業・農村基本法の改正を踏まえ策定される、新たな「食料・農業・農村基本計画」の着実な実施による、農業の構造転換の実現に向け、地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集集約・合理化に取り組む産地を支援します。

- 2 メニューは以下の2つです。
(1) 共同利用施設の再編集集約・合理化



先行事例

- これまでに事業計画を承認した新基本計画実装・農業構造転換支援事業の取組を中心として、共同利用施設の再編集集約・合理化の先行事例を紹介

共同利用施設の再編集集約・合理化に関する事例

令和7年12月
農林水産省
農産局総務課生産推進室

リサイクルを推進することで、既存工場の合理化・機能向上を図る。



<新たな製造ラインを整備する加工場>

関連事例【茶、九州農政局】

実装・農業構造転換支援事業：R7

てん菜の製造ラインを整備することで合理化。コスト削減と生産性向上を図る。

再編集集約・合理化等でも期待される効果

生産性向上及びてん菜の需要に応じた生産。低コスト生産や生産性の向上を通じて収益向上。生産性の向上が期待される。

取引先の要望に対応可能なため、取引先との関係強化が期待される。

加工場の生産能力向上により加工効率向上。農産物の生産・加工が期待される。

他産地へのメッセージ

- 再編集集約・合理化等でも期待される効果
- 施設の合理化に加え、産地内にある他の農業工場（2施設）から生産製造の機能を再編集集約した当該施設を活用して、産地規模の維持・拡大を図っていく。



新たな基本計画における共同利用施設整備の位置づけ

○「食料・農業・農村基本計画（令和 7 年 4 月 11 日閣議決定）」より関係部分抜粋

共同利用施設の合理化

農畜産物の調製保管や、加工、流通を支える共同利用施設の耐用年数は、構造等によるものの一般的に約30～50 年であるが、**現在稼働している共同利用施設のうち約 7 割が30 年以上前に設置された施設**となっている。また、農業者の減少に伴う施設利用者の減少による施設稼働率の低下や、経年劣化、旧式化に伴う施設・設備の稼働経費の負担拡大及び利用者負担の増加が発生している。

各産地では、利用者拡大に向けた取組や必要な修繕・更新を実施しながら、共同利用施設を運営しているが、今後、**各産地では共同利用施設の老朽化が更に進行すると見込まれており、生産から加工・流通・消費を支える共同利用施設について、施設利用率の向上や計画的な修繕・更新等を行いつつ、共同利用施設の再編集約・合理化を推進する必要がある。**

このため、**産地の実態を踏まえた、既存施設の役割の見直しに係る協議や修繕・更新に係る実践的な計画の策定及びその実施体制の構築等を行った上で、地域計画に基づく産地の将来像の実現に向け、老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化を促進する。**

骨太の方針2025における共同利用施設整備の位置づけ

○「経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定）」より
関係部分抜粋

（３）農林水産業の構造転換による成長産業化及び食料安全保障の確保

新たな基本法に基づく初動５年間（令和７～１１年度）の農業構造転換集中対策期間において、食料安全保障の確保や農業・畜産業の生産基盤の強化等を推進する。このため、新たな基本計画に基づき、コストの徹底的な低減に向けた農地の大区画化や**共同利用施設の再編・集約化**、スマート技術の開発と生産方式の転換・実装、輸出産地の育成を集中的・計画的に推進できるよう、機動的・弾力的な対応により**別枠で必要・十分な予算を確保し、施策の充実強化・見直し**を行うとともに、**地方も含めた施策の推進に必要な体制等⁵¹を確保し**、収益力向上を通じた所得向上を図る。

51：カントリーエレベーター等の再編・集約化等に関する**産地負担の引下げ、手厚い地方財政措置**を含む。

強い農業づくり総合支援交付金

令和8年度予算額 12,013百万円（前年度 11,952百万円）

＜対策のポイント＞

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた、食料システムを構築するため、生産から流通に至るまでの課題解決に向けた取組を支援します。また、産地の収益力強化と持続的な発展及び食品流通の合理化のため、強い農業づくりに必要な産地基幹施設、卸売市場施設の整備等を支援します。

＜事業目標＞

- 業務用野菜の国産切替量（32万t〔令和12年まで〕）
- 化石燃料を使用しない園芸施設への完全移行〔2050年まで〕
- 流通の合理化を進め、飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合を削減（10%〔2030年度まで〕）等

＜事業の内容＞

1. 食料システム構築支援タイプ

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた食料システムを構築するため、実需者とのつながりの核となる拠点事業者と農業者・産地等が連携し、生産から流通に至るまでの課題解決に必要なソフト・ハードの取組を一体的に支援します。

2. 地域の創意工夫による産地競争力の強化（産地基幹施設等支援タイプ）

① 産地収益力の強化、産地合理化の促進

産地農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設や冷凍野菜の加工・貯蔵施設等の産地の基幹施設の整備等を支援します。また、産地の集出荷、処理加工体制の合理化に必要な産地基幹施設の再編等を支援します。

② 重点政策の推進

国産農産物の輸出拡大、みどりの食料システム戦略、産地における戦略的な人材育成といった重点政策の推進に必要な施設の整備等を支援します。

3. 食品流通の合理化（卸売市場等支援タイプ）

物流の効率化、品質・衛生管理の高度化、産地・消費地での共同配送等に必要なストックポイント等の整備を支援します。

＜事業イメージ＞

1 食料システム構築支援タイプ（国直接採択・都道府県交付金）

・助成対象：整備事業（農業用施設）
ソフト支援（農業用機械、実証等）
・補助率：定額、1/2以内
・上限額：整備事業 20億円/年
ソフト支援 5,000万円/年 × 3年

【拠点事業者】
農業法人、食品企業等

【連携者】
農業者、農業団体、
輸出事業者等

作成

食料システム構築計画（3年）
新たな食料システムを実践・実装するための生産から流通に至るまでの課題を一体的に解決するための計画を策定。

食料システム構築計画のイメージ

【①生産安定・効率化機能】
ソフト：新技術の栽培実証
ハード：高度環境制御栽培施設 等

【②供給調整機能】
ソフト：出荷規格の実証
ハード：集出荷貯蔵施設 等

【③実需者ニーズ対応機能】
ソフト：GAPの導入
ハード：農産物処理加工施設 等

「食料システム構築計画」に基づく①～③の機能の具備・強化を支援

2 産地基幹施設等支援タイプ（都道府県交付金）

・助成対象：農業用の産地基幹施設
・補助率：1/2以内等
・上限額：20億円等

優先枠の設定
物流2024年問題への対応、集出荷・加工の効率化に向けた再編合理化、中山間地域の競争力強化等に係る取組にポイントを加算することにより、積極的に支援

重点政策の推進
2.①のメニューとは別枠で国産農産物の輸出拡大、みどりの食料システム戦略、産地における戦略的な人材育成といった重点政策の推進に必要な施設を着実に整備

3 卸売市場等支援タイプ（都道府県交付金）

・助成対象：卸売市場施設
共同物流拠点施設
・補助率：4/10以内等
・上限額：20億円

＜事業の流れ＞

定額、1/2以内

【お問い合わせ先】

- （1、2の事業） 農産局総務課生産推進室 （03-3502-5945）
- （3の事業） 新事業食品産業部食品流通課 （03-6744-2059）

<対策のポイント>

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、**農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等**に対して総合的に支援します。また、輸出事業者等と農業者が協働で行う取組の促進等により**海外や加工・業務用等の新市場を安定的に獲得していくための拠点整備、需要の変化に対応する園芸作物等の先導的な取組、全国産地の生産基盤の強化・継承、土づくりの展開等**を支援します。

<事業目標>

- 青果物、花き、茶の輸出額の拡大（農林水産物・食品の輸出額：5兆円〔2030年まで〕）
- 品質向上や高付加価値化等による販売額の増加（10%以上〔事業実施年度の翌々年度まで〕）
- 産地における生産資源（ハウス・園地等）の維持・継承 等

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 新市場獲得対策

- ① **新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の対策強化**
新市場のロット・品質に対応できる**拠点事業者の育成に向けた貯蔵・加工・物流拠点施設等の整備、拠点事業者と連携する産地が行う生産・出荷体制の整備等**を支援します。
- ② **園芸作物等の先導的取組支援**
園芸作物等について、**需要の変化に対応した優良品目・品種、省力樹形の導入や栽培方法の転換、技術導入の実証等の競争力を強化し産地を先導する取組**を支援します。

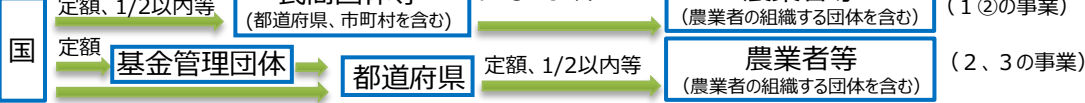
2. 収益性向上対策

- 収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、**計画の実現に必要な農業機械の導入、集出荷施設の整備等**を総合的に支援します。また、**施設園芸産地において、燃油依存の経営から脱却し省エネ化を図るために必要なヒートポンプ等の導入等**を支援します。

3. 生産基盤強化対策

- ① **生産基盤の強化・継承**
農業用ハウスや果樹園・茶園等の**生産基盤を次世代に円滑に引き継ぐための再整備・改修、継承ニーズのマッチング等**を支援します。
- ② **全国的な土づくりの展開**
全国的な土づくりの展開を図るため、**堆肥や緑肥等を実証的に活用する取組**を支援します。

<事業の流れ>



※共同利用施設の再編・合理化については、以下の事業で支援

- 新基本計画実装・農業構造転換支援事業
- 老朽化が進む地域農業を支える共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地に対して支援。

農業の国際競争力の強化

輸出等の新市場の獲得

産地の収益性の向上

新たな生産・供給体制

拠点事業者の貯蔵・加工施設

供給調整・流通効率化に向けた施設・機械

果樹・茶の改植や省力樹形導入

収益力強化への計画的な取組

農業機械のリース導入・取得

ヒートポンプ等のリース導入・取得

生産資材の導入

特別枠の設定

- ・スマート農業推進枠
- ・施設園芸エネルギー転換枠
- ・持続的畑作確立枠
- ・土地利用型作物種子枠

推進枠の設定

- ・中山間地域の体制整備

施設整備

継承ハウス、園地の再整備・改修

生産基盤の強化

堆肥等を活用した土づくり

【お問い合わせ先】

- (1 ①、2の事業) 農産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)
- (1 ②の事業) 果樹・茶グループ (03-3502-5957)
- (3 ①の事業) 園芸作物課 (03-6744-2113)
- (3 ②の事業) 農業環境対策課 (03-3593-6495)

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業

令和8年度予算額 2,530百万円（前年度 30百万円）

〔令和7年度補正予算額（スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策） 15,658百万円〕

<対策のポイント>

農業者の高齢化・減少が進む中において、労働生産性の高い農業構造への転換に向けて、農業支援サービス事業者の育成や活動の促進、スマート農業技術の現場導入とその効果を高める栽培体系への抜本的な転換等の取組を総合的に支援します。

<事業目標>

スマート農業技術の活用割合を50%以上に向上〔令和12年度まで〕

<事業の内容>

1. スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業

①スマート農業技術と産地の橋渡し支援

スマート農業技術を他品目等にカスタマイズするための改良を支援します。
【補助上限額：500万円】

②農業支援サービスの育成加速化支援

サービス事業の立上げや事業拡大に向けたニーズ調査、サービス提供の試行・改良、サービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入、サービス事業者の事業性向上に資する流通販売体系の転換等に必要な施設整備等を一体的に支援します。

【補助上限額：（農業機械）1,500万円、3,000万円、5,000万円】

③農業支援サービスの土台づくり支援

サービスの標準的な作業工程や作業精度等を定めた「標準サービス」の策定等を支援します。

2. スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業

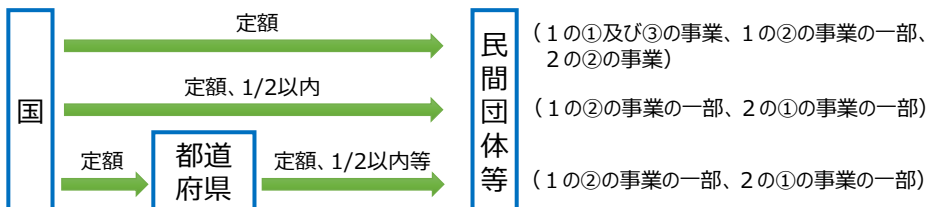
①スマート技術体系転換加速化支援

スマート農業技術を活用し、農業機械の導入とその効果を高める栽培体系への転換等を行う産地の取組を支援します。

②全国推進事業

スマート農業技術を活用した先進的な取組の横展開を図るため、実証展示ほ場の設置やシンポジウムの開催等を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

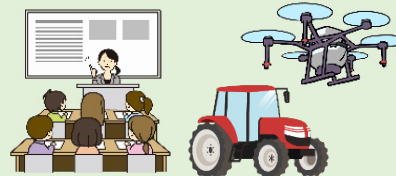
1. スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業

○スマート農業技術と産地の橋渡し支援 スマート農業技術の改良

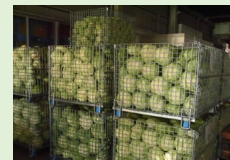
○農業支援サービスの育成加速化支援（ソフト・セミハード・ハード）

・ニーズ調査、人材育成、機械導入等への支援（ソフト・セミハード）

・食品事業者等と連携してサービス提供期間の長期化等に向けて取り組む場合の流通販売体系の転換等に必要施設整備を支援（ハード）



（例）
一斉収穫サービスに対応した予冷施設の整備



○農業支援サービスの土台づくり支援 「標準サービス」の策定等

2. スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業

○スマート技術体系転換加速化支援



（例）
自動操舵システム＋
直播栽培による作期分散
[水稻]



（例）
自動追従システム＋
省力樹形・園地整備による
栽培管理の効率化
[果樹・茶]



（例）
AI選別＋
大型機械による一斉収穫・選別
[畑作物]



（例）
高温障害の影響を低減する
生育予測システム＋
機械による一斉収穫
[露地野菜]

○全国推進事業 先進的な取組の横展開

【お問い合わせ先】 農産局技術普及課（03-6744-2107）

スマ転事業

(スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業)

令和8年度予算額2,530百万円の内数(前年度 30百万円)

〔令和7年度補正予算額 15,658百万円の内数〕

<対策のポイント>

農業者の高齢化・減少が進む中において、**労働生産性の高い農業構造への転換に向けて、スマート農業技術の現場導入とその効果を高める栽培体系への抜本的な転換等**の取組を総合的に支援します。

<事業目標>

スマート農業技術の活用割合を50%以上に向上〔令和12年度まで〕

<事業の内容>

1. スマート技術体系転換加速化支援

品目ごとの技術課題※の解決のため、スマート農業技術を活用し、**農業機械の導入とその効果を高める栽培体系への転換により労働生産性の向上を一体的かつ合理的に実施する産地の取組**に対し、機械導入費、資機材費、ほ場整備費、改植・新植費等を支援します。

※品目ごとの技術課題

水稻：直播栽培や自動化農機の導入 等

麦・大豆：土地生産性・品質の向上 等

畑作物：直播栽培やAI選別等と組み合わせた大型自動化農機の導入 等

果樹・茶：自動化農機等の導入、機械利用効率を高める省力樹形等の導入 等

野菜：機械化一貫体系の導入、高温障害対策技術の導入 等

2. 全国推進事業

スマート農業技術を活用した栽培体系への抜本的な転換を行う先進的な取組の横展開を図るため、実証展示ほ場の設置やシンポジウムの開催等を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. スマート技術体系転換加速化支援

(水稻)



(例)
自動操舵システム
+ 直播栽培による
作期分散

(果樹・茶)



(例)
自動追従システム+
省力樹形・園地整備
による栽培管理の
効率化

(畑作物)



(例)
AI選別 + 大型機械に
よる一斉収穫・選別

(野菜)



(例)
高温障害の影響を
低減する生育予測
システム+
機械による一斉収穫

2. 全国推進事業

シンポジウム等の開催



展示ほ場の設置



先進的な取組の
横展開

〔お問い合わせ先〕農産局技術普及課(03-6744-2107)

GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト

【令和7年度補正予算額 1,708百万円】

<対策のポイント>

規制の緩やかな輸出先への依存からの脱却を図るため、**地域の関係事業者で組織する輸出推進体制の下**、海外の規制・ニーズに対応した**生産・流通体系**への転換に取り組み、**国内生産基盤の維持・強化を図る大規模輸出産地のモデル構築**を集中的に支援します。

<事業目標>

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

1. GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクトの実施 1,708百万円

①地域の関係者による輸出に取り組む推進体制の組織化

輸出産地・事業者、都道府県、JA系統、輸出商社、物流業者等の**地域の関係事業者が参画する輸出推進体制の組織化に係る取組**を支援します。

②生産・流通体系の転換を通じた大規模輸出産地のモデル構築

①の**推進体制の下**、輸出支援プラットフォーム等と連携しつつ、海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系の転換等の**モデル的な取組に対して、必要な経費を支援**します。

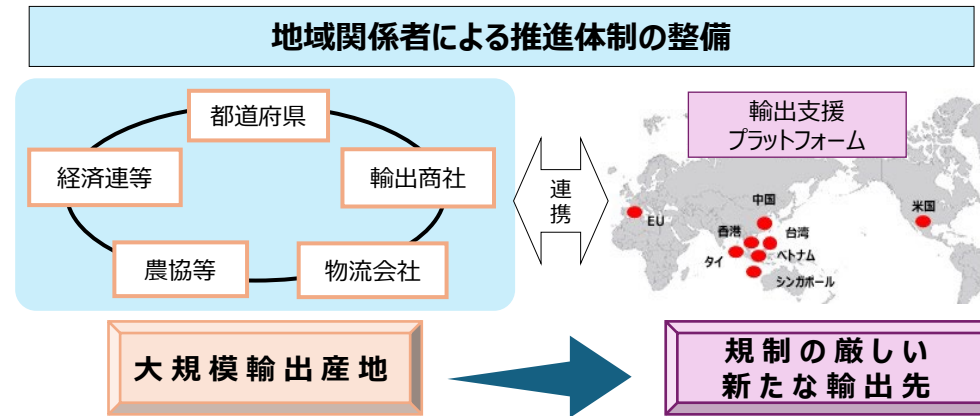
※「フラッグシップ輸出産地」に認定された産地が一定の要件の下で、輸出拡大のための取組を行う場合は、補助上限額を引き上げて支援。

③プロジェクトの管理、成果の調査分析・横展開

民間団体等による、プロジェクトの管理や遂行のサポート、プロジェクト成果の調査分析・他地域への横展開などの取組を支援します。

<事業イメージ>

【GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト】



生産・流通体系の転換を通じた大規模輸出産地のモデル構築



<事業の流れ>



<対策のポイント>

輸出産地の育成を通じて国内生産基盤の強化を図るため、**地域の関係者で組織する輸出推進体制の下**、海外の規制・ニーズに対応した**生産・流通体系への転換**を通じた**輸出産地のモデル形成等**を複数年にわたり総合的に支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔令和12年まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 大規模輸出産地モデル形成等支援

①地域の関係者による輸出に取り組む推進体制の組織化

都道府県やJA系統等が主導して輸出の課題に取り組むため、地域の関係者が参画する輸出推進体制の組織化や輸出支援プラットフォーム等との連携に係る取組を支援します。

②大規模輸出産地のモデル形成

①の推進体制の下、海外の規制・ニーズに対応した輸出向け生産への転換及び、輸送コスト低減や混載等を前提とした集荷から船積みまでの流通体系の構築等に取り組む際の追加的なコストに対して輸出が本格化するまでの間支援するなど、**大規模輸出産地のモデル形成を支援します。**

※「フラッグシップ輸出産地」に認定された産地が更なる輸出拡大に向け新たな取組を行う場合は、補助上限額を引き上げて支援します。

③プロジェクトの管理、成果の調査分析・横展開

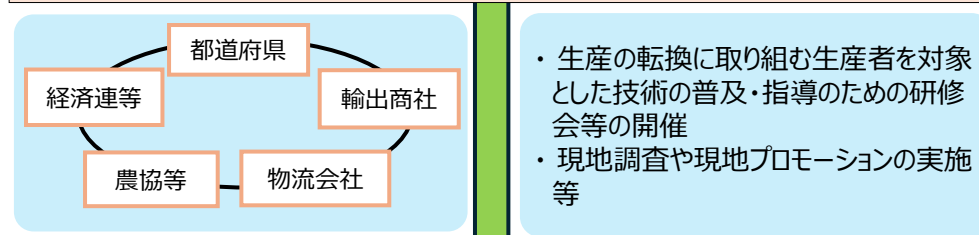
民間団体等による、プロジェクトの管理や遂行のサポート、プロジェクト成果の調査分析・他地域への横展開などの取組を支援します。

<事業の流れ>



【大規模輸出産地モデル形成等支援】

地域関係者による輸出推進体制の整備



生産面や集荷・流通面の転換

（生産面の転換）

- ・輸出先国によって異なる検疫措置や残留農薬基準への対応
- ・大規模な有機農業への転換やコスト低減のための新品種導入
- ・耕作放棄地の活用や地域内生産者との連携による輸出用生産の拡大 等



（集荷・流通面の転換）

- ・鮮度保持を確保した産地直送型集荷方法の確立
- ・混載を前提とした集荷・流通体系の構築 等



大規模輸出産地のモデル形成

サプライチェーン連結強化緊急対策

令和7年度補正予算額 2,521百万円

<対策のポイント>

販路の開拓を通じ輸出の一層の拡大を図っていくため、国内の生産事業者と海外の現地販売事業者、両者をつなぐ国内外の商社等で構成されるコンソーシアムが行う、生産から現地販売までの一気通貫した戦略的なサプライチェーンの構築に向けた取組を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

1. プロジェクト計画作成等支援

生産から現地販売まで一気通貫した戦略的なサプライチェーン（規制の厳しい輸出先国・地域での商流や、参入が難しい現地系商流（非日系）など）を確立するため、国内の生産事業者と海外の現地販売事業者、両者をつなぐ国内外の商社等で構成されるコンソーシアムが行う、戦略的なサプライチェーンの構築に当たっての課題解決のための具体的方策を含めたプロジェクト計画づくり等を支援します。

2. サプライチェーン課題解決実証支援

1. の計画の下、コンソーシアムが行う、
 - ① 生産・出荷段階の課題解決（産地の供給力強化や共同集出荷等）
 - ② 流通段階の課題解決（販売までの物流効率化等）
 - ③ 販売段階の課題解決（現地におけるテスト販売等）
- など戦略的なサプライチェーンの構築に向けた実証の取組を支援します。

<事業の流れ>



※1 中小企業等は2/3補助（2. の機器購入費用は1/2補助）

※2 フラグシップ輸出産地を含むコンソーシアム、食品企業の海外展開と一体的な商流づくりの取組は採択に際して優遇

<事業イメージ>

